

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの使用料の還付	
根拠条例等・条項	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第9条第5項ただし書	
所 管 課	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 (指定管理者)	
審 査 基 準	<p>(根拠条文) 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(基準) ○条例第9条第5項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、第9条第2項の規定により使用の許可の変更を承認した場合又は第10条の規定による使用の許可をした場合は、第2号及び第3号の規定は適用しない。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することのできない事由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額 (2) 使用者が、天然芝フィールド、人工芝フィールド、会議室又はロッカールームを使用しようとする日前14日までに使用許可の取消しを受けた場合 既納の使用料の全額 (3) 使用者が、フットサルフィールド、スポーツ広場又は多目的室を使用しようとする日前7日までに使用許可の取消しを受けた場合 既納の使用料の全額</p> <p>(堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例施行規則第15条第1項)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	